

定せられ、これによつてその運用の実績を見て、また改めるべきものは改める方がよからうといふことで、一應手に提案いたしましたような案を作成いたしたわけであります。さような意味において、十分御審議を願いたいと
思います。

○石井委員 大体人身保護法において、予見せられるところの保護の問題は、刑事司法において、つまり警察あるいは裁判所において、勾留あるいは抑圧をする場合、並びに労働におけるところの監獄部屋の問題、あるいは長時間労働、これらの問題。次に社会問題として、人身賣買、あるいは精神病者なりの監禁、かような刑事司法上の問題、労働における問題、社会問題として発生いたされようと思うのでありますから、これらの場合につきまして、いろいろとその動き方あるいは法の運営方法というような問題も、異なつて発生するような点が多くあらうと思うのであります。が、これらの場合におけるところの調査、あるいは行き方等について、御研究をしておりましたならば、御意見を伺いたいのであります。

○石井委員 この法律が適用せられ、すべての場合を網羅するということは、今後あるいは予測しないところからも発生しようと思われる所以で、困難なことは思われまするが、「應一体いかなる場合においてお述べおき願う」ということでは、新しい法律であるだけに、世間一般の人がこの法律を今後運営する上において必要であると思われまするから、一應考え得る範囲、あるいは子目で、一般的の人がこの法律をおきまして、本法の適用せられる具体的実例をお示しを願うれば結構だと思うのであります。

○泉参議院専門調査員 お答えいたします。まず大きく取上げますと、刑事案件とそれ以外のものということに相合は、拘禁されたあらゆる場合、すなはち理論的に申しますと、逮捕、勾留、この三つの場合は、すべて対象になるかと思いますが、刑事案件の場合は、拘禁されたあらゆる場合、すなはち問題としては、逮捕の場合は、実際問題として、勾留につき留まることと近々四十八時間に出でないのとありますから、はたして本法を適用する余地ありやということは、相當困難な問題であります。勾留につきましては、單に当初における手続の瑕疵のみならず、全過程における手續の対象となろうかと思いますので、不平留上の他の拘禁上の欠けつの場合は、もとよりであります。またその拘禁ならば、はべほばに保釈金が高いというような場合もはいつくると思います。勾留その他の拘禁上の欠けつの場合は、全然それらの令状によらない場合はもちろんであります。次に刑事案件以外

のものといたしましたでは、先ほど石井委員の仰せられましたように、いわゆる監獄部屋は入れられておるような場合、あるいはみだりに未成年者を懲役する場合に入れておるような場合、それから精神病者でない者を精神病者として精神病院または私宅の監置室に監置しておるような場合、それがら政争関係あるいは選舉関係で、反対派の要入を抑留する場合、あるいは軟禁しておるような場合、また労働争議の関係で労資が対立いたしまして、その片方が相手方を一室に閉じこめる、あるいは抑留軟禁するといふような場合が、さしあたり考え方があるのでありますそ。のほかございましたら、また御教示を願いたいといたします。

○石井委員 ただいま具体的な実例につきまして説明がありまして、いかなる場合に適用せられるかといふことの輪郭を得たのであります。なお刑務所においてもはや刑期満了したのに釈放しないというような場合も、それらの実例にはまるではなかろうかと思いますが、承つておきたいと思います。

○農參議院専門調査員 仰せの通りであります。

○石井委員 ただいまこの法律の適用せられる具体的なる場合が明示せられたのでありますて、それに基て質問を申し上げたいと思うのであります。ひとつ勾留の問題について質問を申じたいと思うのであります、勾留が正真正銘の適用があるというのでありますか、勾留が法律上の手続によつておらないことは、ほとんどまれなことであります。しかし、よな場合におきましては、当然本法の適用があるのであります、勾留が正真正銘の法律上の手続に従つておらないことは、ほとんどまれなことです。さよな場合においては、勾留

○泉参議院専門調査員 石井委員の御質問に対するが、この点について御質問をいふるのではなかろうかと思ふのであります。す次第であります。

○泉参議院専門調査員 石井委員の御質問の通りであります。さようか場合におましましては、刑事訴訟法上勾留決定に対する抗告の手続において争得すると同時に、本法によつてもまたこの救済を求めるというふうに解釈しておるのであります。

○石井委員 勾留されたときの手続は適法であるが、その後に勾留理由が消滅した、あるいはまた勾留の理由がない。実質的な問題になるのであります。が、こういうような場合においても、本法が適用になる、というようなことになりますが、この点については勾留の理由の消滅、または勾留の理由がないことについては、保釈の申立て、いうようなこと、またその却下決定に対する抗告をするといふようなことによつて救済されるのはなかろうか、と思うのであります。いかがでございましょう。

○泉参議院専門調査員 本体におい、石井委員の仰せの通りであります。ただいま政府から提案になりまして審議を煩わしておりますが、この改正案の四百二十條の第三項に、拘留の裁判に対しても抗告ができる、「し犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告することはできない」ということが書いてあるのであります。従つてこの限りにおいては、刑事訴訟法の手続はそのすべての場合を網羅して救済

求めるというふうに解釈しております。従つてこの点を除く以外は、あるいは刑事訴訟法の手続により、両々相まってその救済を求めるというふうに解釈しておるのであります。

○石井委員 犯罪の嫌疑がないことを理由としての抗告という問題なのであります。が、犯罪の嫌疑がないのだから、勾留は不当であるというふうの理由前に立つて本法の適用があるとしますと、さような場合において、本法によるとところの一つの裁判がなされたというときにいて、事実犯罪事件について審理をしておる裁判所と、この法律によるところの人身保護法の裁判といふことについて、いろいろと矛盾が発生するようになるうと思うのですが、ありますか、その点について御質問したいと思います。

○泉参議院専門調査員 御案内のように、勾留原因としての犯罪の嫌疑、これは私がここに御説明申し上げるまでもなく、実質的な判断ではないのであります。一應犯罪の嫌疑があるかないかということで勾留するわけでありりますから、その勾留状発付の裁判をもつて裁判所の見解とは確かにそこに齟齬をきたすわけであります。終局的な裁判をする場合には、何ら支障はないものと考えております。その点御了承願いたいと思います。

○石井委員 この法律は、人身保護と法律ということを大上段にかざして、まことに適切な法典であるうと思うのですが、われくとしましては、この法律といふことそれ自体よりも、実際人权が抑圧せられておる、この個々の場合をいかに救済するかというような

本資料は、個人の私的参考用に作成されたものです。商用での利用や複数枚提出は法律によって禁じられています。

ちなんであります。次に刑事事件以外

して、さよなら撮合においては、公密

報告をいかに説明するかといふ

立法を十分に考慮いたして、そりとして、実質上におけるところの人権保護法を確立する必要はあるのではなかろうかと思われる所以あります。たとえて言ひますと、保釈の請求があつた場合において、漫然証拠を隠滅するおそれがあるというようなことによつて、拘束が非常に長く続けられるというのでありますて、人身保護法ということによつて、いろへと活動せられましても、裁判所が証拠を隠滅するというこの一点につきまして、いつまでも長く勾留をするというような場合においては、おのずから人身保護が失われるのであります。かような立場から考えてみますと、現在審議に上つております改正刑事訴訟法等につきましても、かような問題を十分に検討して、そうして合法的に人権が抑圧せられるというような場合がないように注意する必要がありますが、これらについて今審議される刑事訴訟法並びに人身保護法との關係、また個々の法律の場合において、人権を擁護するというようなことに対する考慮は、いかが拂われているか、承りたいと思います。

ます。これはやや仮定の議論になります。されども、改正案の保釈の請求を許さない場合の一つとして、四号の、「被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。」ということは適当なものかどうかということが、おそらくこの委員会でもかなり問題になつていると思うのでありますけれども、参議院の司法委員会においても、一休訴状一本で起訴したもののが、罪証を隠滅するか否かということがどうしてわかるかというようなことから、罪証隠滅のおそれといふ四号は削れというような意見も、かなり活発に行われておるのであります。そこでかりにこれが原案のまま通つたと仮定いたしまして、人身保護請求を受けた裁判所では、やはりそれを判断して、不当に勾留が長くなつておるかどうかということによつて、あるいは救済し、あるいはその救済を拒むということになるのではないかと考えております。

うな規定になつておりますと、その一審言渡し後、控訴は、これは覆審制度でなく、一審の審理の経過を控訴審において調べるというような点に留まつておるといたしますと、もし新刑事訴訟法において、被告人を保釈しないで、どうしてもつなぎきりにしておきたいというような場合には、この証拠隠滅それ自身によつて一審の判決をする。一審の判決をすれば、もはや保釈ということはあり得ないという点によつて、今までとにかく一審によつて保釈せられる、そうして控訴を見ましても、われ／＼は人身保護法といふ問題を取上げる必要もありますが、かようくな實際に将来いろ／＼な人権を抑圧するのではないかと思われる傾向のある刑事訴訟法の改正案等について十分の研究をするといふことが、実質上の人身保護法の制定になるのではないかと思われますが、この点につきまして、伊藤委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

は、兩院におきまして、極力これが人が人身保護の面に向い基本人権の擁護をいたいといふことは、これは動かすことのできないいわれ／＼の確信であると思うのであります。ただ人身保護をここに特段に制定しなければならぬというのは、憲法に基本人権の擁護ということが多数の條項をおいて定められておるが、これに対し直接に裏づける法律が現れ在日本にはないのであります。間接的に基本人権が毀損せられた場合において、事後にこれを救済する。賠償によって救済する、あるいは名譽回復によって救済する、あるいは職權濫用につてこれを救済する。事後の救済手段に対する法規は明治憲法以来あるのであります。が、いわゆる毀損されておる現在の拘禁を、ただちに救済するという法規は、未だかつて存在しない。かう要だということは、われ／＼は常に達感するのであります。こうすることによってが、やがて基本人権を擁護するゆえんですこの法案を存在せしめることが必要であります。基本人権の侵害をなしまれていうらしきにもなる、かようじに考える次第であります。ここに一般の人身保護法といふものを制定したいと考えておる次第であります。

権抑圧の歴史、あるいは今後予見せられるいろいろ／＼な人権に対する制限といふようなものを考へますと、裁判所だけによつて人権が保護せられる、あるいは裁判所に対する人権保護の請求、これだけによつて人権が保護せられるのを考えておられるのか。それとも裁判所によつていろいろ／＼な人権が抑圧せらるゝといふようなことを多々考へられるのでありますけれども、これらに対する保護はいかにしたらよろしいであろうかというような点についてのお考へされましたければ、承りたいのですから、あります。

一番最初でやがて考へたおる次第だ

会が予備的に上級的にといふふうにそ

の重んずべき立場を確立させ、方

て尊重する弁護士は、人権擁護の

○石井委員　この問題についてでござ
りますが、英米法におきましては、こ
の人身保護は裁判所並びに訴訟額と、う

のようなことによつて、この保護が行われてきたと思われるのであります。か
ら、從つて本法におきましても、英米
などに、ねらいがあるのでありますから、
たい、自由を得せしめたい、といふこと

裁判所において、裁判権の独立、また裁判官が自己の責任において判決をする。あるいは裁判をするということに法のごときいわゆる上級の裁判所のみに全権を委ねずに、下級裁判所にもこの管轄権を得せしめたという点も、そもそも拘束を免れしめるに重點を置くのか。それとも將來あり得るとして拘束を免れしめるに重

なりますと、違法裁判所において、この人身保護の請求をした場合において、不当なる人身の抑圧、勾留という点から考慮されまして、いわゆる二本建てに考え方次第であります。
○石井委員 立案にあたりまして、伊藤氏の立派な立場から迫害され、これが根本的に抑圧せられる、こういうことは、全然許されない問題

藤委員長は速やかにという点を非常に強調せられておるのであります。わかれが過去においていろいろ体験して、重せられなければならない問題である。こういう基本観念に立つて、この問題に対する態度は、どうしても尊

とられたところの訴願というようなことによつて、あるいは國会、これらについて保護を求めるというような手続たところによりますと、速やかにといふことよりは、實際上放せられたい、という場合が、非常に多かつたろうと。○伊藤謙院司法委員長　ただいま御法律が立法せられたものであるかどうか、お伺いしたいのであります。

も許されるという必要があるのではないかと考へるのであります。かうかと考へるのであります。この点について御意見を承りたいと思ひます。たとえば治安維持法當時にござりますが、私が速やかにおきましては、非常に長期にわたつて、警視廳あるいは各警察署によつて、指摘の点で申しあげたので、そういうことを強く申し上げたので、その部面に重点をおされたようであつ

ます。
○伊藤參議院司法委員長　ただいま石井委員の御指摘のことく、構想に基くて、たらいまわしをするということがあつた。あるいは予審等においても、非常に長く置かれる。速やかにというが、先ほど御説明申し上げましたところ、本法立案の主たる目的は、たゞま井委員御指摘のことく、われく

これらの別個な保護機関を設けるといふにしまして、五日なり十日なり、國民の基本的人権を憲法が保障する、あるいは一週間なり、こういう短期間これを確然といたした。いわゆる憲法明文を設けて、その施行の方面、

承知の通り、現に拘束されておる人身の拘束に対して、ただちにこれを救済せしめなければその実効をもたらさないに仕事を仕上げるというようなことが、本案において目標とされておりますが、本案においては、明治憲法と同様に空文に帰してしまう、働きがない、かよ

いのでありますて、國会においてこれを取上げて、一々現に拘束されておる者の拘禁を解くところのその事実行爲に
られて、あるいは日本における基本的な人権が、非常に迫害せられまして、そうしてある活動、ある思想、このうな意味合からいたしまして、少くとも新憲法下におきましては、憲法に幾多の條項が設けてある以上、裏づけす

よつて尊重する弁護士は、人権擁護の

であります。歴史の過程において、ものを考えますときに、むしろこれまで理へて、やがてはなくして、

これに付随する問題は、たゞ一つある。即ち政黨あるいは、いろいろな人權擁護團体、こういうようなものに、十分にさせるといふと、これがの権力を賦す

要
思
慮
の
中
に
は
か
れ
て
お
る
事
件
が
あ
り
ま
す
が
、
こ
の
点
に
つ
い
て
の
御
意
見
を
承
り
た
い
と
思
い
ま
す。

○伊藤參議院司法委員長　過去における弁護士の活動及び態度につきましては、御指摘のような事実も有り得られ

るのであります。しかしながら、われわれといいたしましては、殊に新憲法下において、近く弁護士法が制定せられる

場合におきましても、今後の弁護士といたしましては、さようなあり方であつてはならないと固く信ずるのであります。

ます。弁護士といったしましては、將來におきまして、少くとも社會を指導していくところの、正義の一線に立つて

ていかなくてはならぬと思うのであります。また弁護士の職務、地位というものが、過去における弁護士の状態で

相
あつてはならないと思います。もつともつと向上せられなくてはならぬ。これがについては、弁護士各自並びに弁護士

会の時に自衛省にまたなければなら
ないと思ひます。こうあることが、今
後の弁護士道であり、地位であろうと
な

思うのであります。この第二條の弁護士をもつて原則として代理人にしなくてはならぬという趣旨は、御承知の通

常 常
工 事
に う
り、この人身保護といふものが重要な
関係をもちます。殊に相手方は官憲の
場合があり、また強力なる事実上の権
力と力をもつてゐるものを相手として

國わなくてはならぬ。かような意味が、
らいたしまして、前提に申し上げまし
た、將來さようにあるべき弁護士をも
つて、これに当らしめる、こうすること
が最も適切ではないか。しかしながら、
現在の日本の狀態をも鑑みて、い
わゆる例外といいたしまして、本人をも
つてもこれをなさしめる、こういう事
にいたしました。あるいは例外が原
則になつて、事實上行われるかも存
まませんが、さよな趣旨において、第三
條を規定されたのであります。ただ
いま石井委員の御指摘のような他の團
体、たとえば自由人權協會というよう
な團體をもつてやらしめるということ
も、考えられるのであります。その
場合においては、もしさような事實が
あるといたしますれば、第一條の第二
項において、何人もここにおいて自由
人權協會が必ずから人權擁護に立つ
て、当事者として争い得るのであります
所において拘束している。これについ
て、その下の地方裁判所に人身保護の
要求をすることができるというふうな
ことになると思うのであります。これら
のようなときにつきましては、事實上
の目的が非常に達しがたいといふよう
なことがあります。これらの点は、管轄の
あるかどうか承りたいと思います。

いうふうにも考えましたし、また場によつては、最高裁判所が、印刷で原案の十九條となつておりますが、一度改めて二十條になつております。最高裁判所は、特に必要があると認めときは、下級裁判所に係属する事が、如何なる程度にあるを問わず、これを送致せしめて、みずから処理することができます。といふ條項の活用によりまして、最高裁判所がこれを引取て処理し得るといふ途を開いてありますので、賄い得るというふうに考えおられます。

そしていろいろな事情によつて必要な疏明の材料を求めるといふふなことも困難であろう、がような場合において、かよう端的に必要な疏明の材料を欠いておるというので、ただちに決定をもつて却下をするといふようなことは、本法律の建前からして、適当であるかどうか伺います。

○泉參議院專門調査員 本法が適用されるような場合は、それがその本法の救済に値しないことが、非常に明瞭な特殊な場合であらうと考えられまするので、この必要な疏明と申しますことは、非常に廣く解釈するようになります。たとえばその拘禁されているという事実を知つてゐるだけが運れりていつてもいい。つまり証人でもいいといふように考えておりますので、その疏明を欠くということは、おそらく稀有な場合ではないかと、かうに考えております。従つて第五條が働く場合も、非常に少いことになりますと、今のところは考えております。

○石井委員 これは今後運営上いろいろ問題が起らうと思いますが、一体この人身保護法の手続の進め方は、大体民事訴訟法の規定に則つて進めていくものであるか、刑事訴訟法に準じてこれを適用するものであるかどうか。またこれは刑事的裁判の性質のものであるか、民事的裁判の性質のものであるか、これらについて御意見を伺いたいと思います。

○泉參議院專門調査員 まづたく新しい法律であり、議員立法の関係もありまして、本法はごくその要点を、ごくわずかの條文に盛つたわけであります。その詳細は最高裁判所の規則に委

○石井委員 大体自分の質問は終つたのであります。冒頭において質問いたしました通り、人身保護法は、大陸においてはほとんど発達しない、英米においてこれが発達しておらぬといふうなことを考えますと、日本においてこの人の権保護ということは、非常に重大な問題であります。これを保護する方法、あるいはこれらの立法ということは、日本の歴史と、あるいはまた断じがいかなる形をもつて行われたか。それらの点を十分に考慮して、現在ということではなく、将来をも考慮に入れまして、いろいろと対策を立てないと、この法律はつくりましたけれども、効をなさない。またこの法案それ自体に問題を申請するというような場合、あるいは裁判所に対しても勾留理由の解除を求めるというような問題 자체が全部本法による人身保護の請求のような形になつて現われるのではないかとかとも考られるのであります。そうすると、極端に言いますと、裁判所においては煩瑣の弊にたえない。逆に極端な場合によると、本法は全然適用せられないのであるが、それが発生されるようだ。実際上には基本的人権が保護されると、その点において、いろいろと考慮は拂わなければならぬと思うのですが、それらの点についての考え方を最後に承つて、私の質問を終ります。

○泉參議院専門調査員　本法の存在自体によつて、裁判官が戒心いたしまして、あるいは刑事訴訟法により、あるいはその他の法律によりまして、人身保護に十分な意を注ぐようになつたなれば、立案者としては、十分にその目的を達したものじやないかというふうにも考えております。御承知もありましょうが、イギリスにおきましては、數百年の歴史を経た結果、人身保護による請求は、一九三三年において、わずかに十五件という記録を示しておるのであります。わが國においても、できる限り近い機会において、さういう少い統計的な数字を見るよう人身保護のまゝたきを期したいと考へておる次第でござります。

○井伊委員長　猪俣浩三君。

○猪俣委員　総体論は石井委員がおわりになつたと思いますから、私は小まこと二、三お詫ねしたいと思います。けれども「東宝撮影所を脱走して」いうようなパンフレットを読みましたが、労働争議のような場合に、團体的に生産管理みたいなことで、いわゆる團体をカン詰にしているような場合があると思うのであります。そういうふうな場合に、やはり法律が適用にならない仕組になつていて、かくどうか伺います。

○泉參議院専門調査員　そうした場合には、もちろん拘束せられてゐる者の意思に反しているわけでありますから、本法は適用になると思います。

○猪俣委員　そうすると、労働組合の生産管理をやつているような場合、被告には何人を相手にする、そらしてこの手続はどういうことになりますか。

6[5] そ彼が かの合 たるよかる所だよさう えなまこして休 リナ音は身レシ音

とになつたのであります。これとせ
決して十分のものでなく、これのみで
は今日ただちに裁判官不足の悩みを解
消することは困難と存じますので、当
面の措置といたしましては、現在活用
し得る人材を最も有効に活用いたし
たく、その方策としては次の二つのこと
とが考えらるるであります。第一
は、判事補の活用であります。裁判所
法によりまして、判事の地位は著しく
高められ、判事に任命せられるには、
司法修習生の修習を終え、考試に合格
した後、裁判官、検察官または弁護士
等として十年以上の経験を積まねばな
らず、それまでは、判事補または簡易
裁判所判事としてのみ、裁判官の職務
を行ひ得るにすぎないのであります
て、判事補としては、原則としては一
人で裁判をしたり、同時に二人以上合
議体に加わり、または裁判長となるこ
とができるないというような、職権の制
限を受けておるのであります。が、判事
補の中には実質上判事たるによざわし
い十分な力量と経験とを有しながら、
形式上の資格要件を欠くために、判事
たり得ないものが少くなく、今日的情
況にありましては、これらの人々を十
分に活用してしかるべきだと存する
のであります。判事補のうち、裁判
官、検察官また弁護士としての経験
年数が五年以上にもなり、最高裁判所
が、判事としての職務を行わしめるに
適するものと認めた者には、判事とし
て職権を行わせるようにすることが、
この際きわめて適切であり、かつ必要
であると信するのであります。

簡易裁判所判事、検察官または弁護士等の職の一または二以上に亘つて、その年数を通常して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、またその属する地方裁判所の裁判官会議の構成員となり、管内の簡易裁判官の職務を行う権限を有することを定め、第二條は、裁判所構成法による判事または検事たる資格を有する者が、同條に掲げる内地、朝鮮、台灣、滿州國及び蒙古連合自治政府等における各種の職にあつたときは、その在職年数は、裁判官の任命資格に関する裁判所法第四十一条、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事、判事補、檢察官、法務府事務官または法務府教官の在職年数とみなすこととし、第三條は、弁護士たる資格を有する者が、朝鮮、台灣、閩東州等の外地弁護士の職にあつたときは、裁判所法第四十一條ないし第四十四條の規定の適用については、その在職の年数は、これを弁護士の在職の年数とみなし、外地弁護士の在職年数、もしくは外地弁護士及び弁護士令による弁護士試補として実務修習を終え考試を経たものは司法修習の施行に必要な規定を設けたのでありまして、その第四條は、この法律の施行期日を定め、第五條は、第一條に定める判事補の裁判官、検察官または弁護士等としての経験年数の計算についての経過規定を定めたものであります

その内容は一概前に申しました裁判官の任命資格に関する経過規定にならつたのであります。また第不條は、さきに述べた裁判所法の一部を改正する法律の附則第二項ないし第四項が、この法案の成立によつて、その存在理由を失うことになりますので、これを削除することを定めたものであります。

以上この法案について概略の御説明を申し上げましたが、なお詳細につきましては、御質問に應じてお答えいたしたいと存じます。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願ひいたします。

○猪俣委員長代理 御質問ありませんか。

○打出委員 ちよつと御質問いたしましたいと思いますが、判事兼簡易裁判所の判事の職にある人は、簡易裁判所の判事としての俸給を受けているからと考えております。お尋ねののような実例がござりますか。

○岡咲政府委員 私の知つている人は逆になつて、これは朝鮮で判事をしておつた人ですが、帰りまして、判事兼簡易裁判所の判事の辞令をもらつてしかも給料は簡易裁判所の判事としての給料である。だから自分は判事としての職務をやらないと言つておる人もあるのですが、そういうようなことになつておるのであります。

想像いたしております。と申しますのは、先日來御審議をお願いいたしておりました裁判官の報酬等は國する法律案におきまして、判事を兼ねる簡易裁判所判事は、判事の給與俸給を受けるという規定をわざ／＼入れまして、實際は簡易裁判所の判事をやる。それが本職であつて、兼務いたしまして判事として、地方裁判所の判事の事務を乞つておるという場合に、その簡易裁判所の判事の俸給を給與するという、特別の條項をお願いいたしました。これは厳密に申しますと、法律の規定と予算の関係とが、不調和を來すのではないとかといふような問題もございまして、相當むりな規定ではないかと思いますが、実情から考えまして、判事の定員が十分ございませんから、便宜そういう簡易裁判所判事を判事に兼任いたさせまして、判事の仕事を行わせておる。そういう場合には、事實上判事の仕事を行つておるのだから、判事の俸給を與えていいのではないかという説明によりまして、一應御了承を得たわけでございまして、そういう経緯から申しましても、判事が本職でありながら、兼任であるところの簡易裁判所の判事の俸給をもつておるという例は、おそらくないのではないかと想像しておりますが、もし実例がござりますれば、お示しいただきまして、裁判所の方へ御連絡いたしまして、そういう取扱い方の趣旨を説明いたしたいとは存じております。

いといたしました。第六條の改正がこれにあたるのであります。

第四に現行法は、訴額または請求額

二十円を限界としまして、申立等に対

する貼用印紙額に差別を設けておりま

すが、かかる差別を設けることが、現

在の物價事情に即しないことは、前述

の場合と同様でありますので、この差

別を一應廢すると同時に、簡易裁判所

事件については、特に当事者の負担を

軽減すべきであるという新しい観点に

立ちまして、訴額または請求額五千円

を限界として印紙額に差等を設けまし

た。その印紙額につきましては、物價

の昇騰程度、公証人執行吏の手数料の

増額程度、及び司法制度の特質等を考

慮いたしまして、現在の印紙額の二十

倍ないし二十五倍程度に止めた次第で

あります。第六條の二以下の改正がす

なわちこれであります。なお第六條の

三につきましては、現行民事訴訟法に

より、すでに廃止された制度に関する

若干の規定を削除して整理いたしまし

た。

最後に商事非訟事件印紙法中の印紙

額につきまして、前述の第四において申し上げましたとの同一の理由によ

りまして、適当な改正を加えた次第で

あります。

○井伊委員長 本案につきましては、

本日はこの程度に止めまして、なおこ

の際お詰りいたします。かねて決算委

員会において審議中の経済検査廳法案は、第一國会において當委員会において議決を見なかつた法案であります

が、これとまったく同一の実体を有するものでありますので、先般各位の御意見によりまして、連合審査会を開催することについて、決算委員長に勧告をすることに相なつておつたのでござります。そこで明後十四日午前十時から開会する旨の申入れが、決算委員会からありましたので、開会したいと思ひます。ですが、御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井伊委員長 御異議ないものと認めます。そのようにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会